望まない妊娠で出生した児及び母親のケアに関する研究

- 望まない妊娠で出生した児の実態分析 厚生省養護児童等実態調査の分析から-

> 野田順子(国立公衆衛生院) 柏女霊峰(淑徳大学)

1. 研究目的

養護施設、乳児院、里親等に措置・委託されている児童にあって、"望まない妊娠"によって 出生したと考えられる児童の実態、家庭状況、施設等における養育状況を明らかにすることに よって、こうした児童に対する援助のあり方について考察することを目的とする。

2. 研究方法

厚生省児童家庭局が実施した養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)の磁気テープを用いて分析を行う。

本研究においては、乳児院、養護施設、里親等に措置委託された児であって、入所の理由にあたる養護問題発生理由により"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"を仮定して、こうした児童の実態、家庭状況、施設等における養育状況を分析、考察する。さらに、こうした児童とそれ以外の児童との比較、考察を行う。

初年度は、厚生省児童家庭局、養護児童等実態調査結果の概要(平成4年12月1日現在)⁽¹⁾により、"望まない妊娠で出生した可能性が高い養護児童"の設定方法を検討し、次年度のための基礎資料とする。

3. 結果

委託時年齢が 0歳の児は、里親委託児295人、養護施設児55人、乳児院児2, 195人で乳児院児に最も多い。乳児院児の委託平均年齢は0.5歳と低い(表 1)。養護問題発生理由別児童数を見る(表 2)と、里親委託児では「養育拒否」が568人(21.1%) 「父母の行方不明」468人(17.5%) の順である。養護施設児の場合「父母の行方不明」4,942人(18.5%)、「父母の離婚」3,475人(13.0%)、「父母の入院」3,019人(11.3%)、「父母の就労」2,968人(11.1%) の順である。乳児院児では「両親の未婚」が最も多く577人(21.4%)、次いで「父母の行方不明」が300人(11.1%) である。「父母の行方不明」は3施設共通して多い。「養育拒否」は、里親委託児で多い特徴がある。情緒障害児及び教護院児はそれぞれ特徴があるが、「父母の放任・怠だ」と「特になし」が3000、「父母の放任・怠だ」と「特になし」が3000、「父母の放任・怠だ」3000、「父母の性格異常・精神障害」3000、「父母の放任・怠だ」3000、「父母の放任・怠だ」3000、「教護院児では「父母の放任・怠だ」3000、、教護院児では「父母の放任・怠だ」3000、「特になし」3000、「父母の被任・怠だ」3000、「特になし」3000、「父母の放任・怠だ」3000、「特になし」3000、「父母の放任・怠だ」3000、「特になし」3000、「父母の放任・怠だ」3000、「特になし」3000、「父母の放任・怠

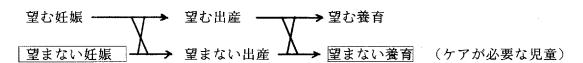
4. 考察

養護児童等実態調査では、望まない妊娠かどうかの質問はないため、"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"を設定する必要がある。養護児童等実態調査の対象である乳児院、養護施設、里親等にに措置委託された児童は充分な養育を受けられない"ケアが必要な児童"= "望まない養育"であると考えられる。

"望まない妊娠"と"望まない養育"の関係は次図のようになる。

出産

養育



"望まない妊娠"の問題を扱うときに、"望まない妊娠"は"望まない養育"の一部の原因でしかないことを認識しておく必要がある。"望まない妊娠"以外の要因で"望まない養育"="ケアが必要な児童"に該当する児童が大勢いると思われる。乳児院、養護施設、里親に措置委託された児童の中で"望まない妊娠"で出生した児の近似グループをどのように設定するか検討する。

①年齢による仮説

出生してから措置委託されるまでの期間が短いほど、"望まない妊娠で出生した可能性が高い 児"といえる。

②措置委託先の種類による仮説

里親、乳児院、養護施設の順に"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"の割合が多い。

③養護問題発生理由による仮説

「父母の放任・怠だ」、「父母の虐待・酷使」、「棄児」、「養育拒否」、「父母の行方不明」、 「父母の未婚」などが入所理由の児に"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"が多く含ま れる。

以上の仮説に基づき、調査票の質問項目のどのような集計が"望まない妊娠で出生した可能性 が高い児"の実態や状況を明らかにする上で、意味があり可能であるかを検討した。内容は来 年度の研究課題に示した。

5. 来年度の研究課題

全国的な規模で行われている養護児童等実態調査(1992年12月1日現在)を用いて"望まない妊娠で出生した児"に近似のグループを設定し、児童の実態、状況を明らかにし援助のあり方について考察する。これについては柏女霊峰淑徳大学助教授他との共同研究である。以下のような集計を行う予定である。

①里親委託児童票

• 基礎集計

養護問題発生理由ごとに、性別、年齢別、委託時年齢別、委託経路別、就学及び就職状況別、 心身の状況別、罹病傾向別、指導上の留意点別、児童の学習・芸術スポーツの状況別、学業の 状況別、委託児の家庭の状況別、現在の家族との関係別、児童の今後の見通し別の児童数を求 める。

クロス集計

基礎集計の結果を踏まえて、養護問題発生理由により"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"と"望まない妊娠で出生した可能性が低い児"との2群に分け、児童の実態、家庭状況、養育状況に違いがあるかどうかを明らかにする。違いを明確にするために、特に生後1年未満に措置委託された児について別に結果表を作成する。

②乳児院入所児童票

・基礎集計

養護問題発生理由ごとに、性別、年齢別、入所時年齢別、入所経路別、出生時の状況別、入所前の栄養種別、心身の状況別、罹病傾向別、指導上の留意点別、入所時の家庭の状況別、現在の家族との関係別、児童の今後の見通し別の児童数を求める。

調査時1歳の児について養護問題発生理由ごとに身長、体重、胸囲、頭囲の平均値及び分布を

求める。

・クロス集計

基礎集計の結果を踏まえて、養護問題発生理由により "望まない妊娠で出生した可能性が高い 児"と"望まない妊娠で出生した可能性が低い児"との2群に分け、児童の実態、家庭状況、 養育状況に違いがあるかどうかを明らかにする。違いを明確にするために、特に生後1年未満 に措置委託された児について別に結果表を作成する。

③養護施設入所児童票

• 基礎集計

養護問題発生理由ごとに、性別、年齢別、入所時年齢別、入所経路別、就学及び就職状況別、 心身の状況別、罹病傾向別、指導上の留意点別、児童の学習・芸術スポーツの状況別、学業の 状況別、入所時の家庭の状況別、現在の家族との関係別、児童の今後の見通し別の児童数を求 める。

・クロス集計

基礎集計の結果を踏まえて、養護問題発生理由により"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"と"望まない妊娠で出生した可能性が低い児"との2群に分け、児童の実態、家庭状況、養育状況に違いがあるかどうかを明らかにする。違いを明確にするために、特に生後1年未満に措置委託された児について別に結果表を作成する。

④情緒障害児短期治療施設入所児童票

• 基礎集計

家庭の養護問題ごとに、性別、年齢別、入所時年齢別、入所経路別、就学及び就職状況別、心身の状況別、罹病傾向別、指導上の留意点別、児童の学習・芸術・スポーツの状況別、学業の状況別、入所時の家庭の状況別、現在の家族との関係別、児童の今後の見通し別の児童数を求める。

クロス集計

基礎集計の結果を踏まえて家庭の養護問題により"望まない妊娠で出生した可能性が高い児"と"望まない妊娠で出生した可能性が低い児"との2群に分け、児童の実態、家庭状況、養育状況に違いがあるかどうかを明らかにする。

⑤教護院入所児童票

• 基礎集計

家庭の養護問題ごとに、性別、年齢別、入所時年齢別、入所経路別、就学及び就職状況別、心身の状況別、罹病傾向別、指導上の留意点別、児童の学習・芸術・スポーツの状況別、学業の状況別、入所時の家庭の状況別、現在の家族との関係別、児童の今後の見通し別の児童数を求める。

クロス集計

基礎集計の結果を踏まえて家庭の養護問題により"望まない妊娠で出生した可能性が高い児" と"望まない妊娠で出生した可能性が低い児"との2群に分け、児童の実態、家庭状況、養育 状況に違いがあるかどうかを明らかにする。

6. 文献

1)養護児童等実態調査結果の概要(平成4年12月1日現在)厚生省家庭児童局,東京,1994

表2-2.1 委託時又は入所時の年齢別児童数

		·····													
		児 童 数							構成割合(%)						
		里 親委託児	養 護施設児	情 緒 障害児	教 護院 児	乳 児 院 児	母 子寮 児	里 親委託児	養 護施設児	情 緒 障害児	教 護院 児	乳 児院 児	母子 東児		
₩:	数	2.678	26.725	491	1,925	2,693	7,518	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
0	歳	295	55	-	-	2, 195	795	11.0	0.2	-	-	81.5	10.6		
1 2	設施	347 583	811 5.419	-	-	436 54	735 789	13.0 21.8	3.0 20.3	_	_	16.2 2.0	9.8 . 10.5		
3	歳歳歳歳歳歳	389 227	3.634 2,368	-	_	2	778	14.5	13.6	-	-	0.1	10.3		
4 5	殿藏	156	2.043	_			716 702	8.5 5.8	8.9 7.6	_	_	-	9.5 9.3		
6	歳	177	2.405	17	_	-	589	6.6	9.0	3.5	_	_	7.8		
8	裁論	88 88	1.682	21 36	8 13		474 409	3.3	6.3 5.7	4.3	0.4 0.7	_	6.3 5.4		
9	裁	69	1.334	43	29	-	384	2.6	5.0	8.8	1.5	_	5.1		
10 11		49 41	1,177 1,012	61 47	39 105	_	302 252	1.8 1.5	4.4 3.8	12.4 9.6	2.0 5.5	=	4.0 3.4		
12	台	47	1,036	58	229	_	185	1.8	3.9	11.8	11.9	_	2.5		
13	台	28 30	1.005	119	554	-	123	1.0	3.8	24.2	28.8	-	1.6		
14 15	哉	30	735 355	76 12	642 271	_	81 69	1.1	2.8 1.3	15.5 2.4	33.4 14.1	_	1.1 0.9		
16 17	歳	16 15	72 44	1	22 7	-	29 10	0.6 0.6	0.3 0.2	0.2	1.1 0.4	_	0.4 0.1		
1					'			0.0	0.2	-	0.4	-	U. 1		
18萬	以上														
平均	匀年齢	4.4歳	6.4歳	11.8歳	13.7歳	0.5歳	5.4歳								

注) 総数には、年齢不詳、入所後出生 (母子寮児) を含む。

表2-2.2 養護問題発生理由別児童数

及成内心儿工生山加儿里奴															
						y	意义	t		構成割合(%)					
					里 親委託児	養 護 施設児	情 緒 陳害児	教 護院 児	乳·児院 児	里 親 委託児	養 護施設児	情 緒 障害児	教 護院 児	乳 児院 児	
#8				数	2.678	26.725	491	1.925	2,693	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
父	母	Ø	死	Ċ	123	1,246	5	57	49	4.6	4.7	1.0	3.0	1.8	
父	母の	1 7	方ィ	明	468	4,942	10	66	300	17.5	18.5	2.0	3.4	11.1	
父	母	の	離	婚	241	3,475	34	463	101	9.0	13.0	6.9	24.1	3.8	
两	親	の	未	婚	*	*	*	*	577	*	*	*	*	21.4	
父	母	の	不	和	39	429	28	136	101	1.5	1.6	5.7	7.1	3.8	
父	母	の	拘	禁	57	1,083	5	. 20	94	2.1	4.1	1.0	1.0	3.5	
父	母	の	入	院	156	3,019	6	28	285	5.8	11.3	1.2	1.5	10.6	
家	族の	疾症	すの (寸添	*	*	*	*	38	*	*	*	*	1.4	
次	-7	<u>.</u>	H	産	*	*	*	*	33	*	*	*	*	1.2	
父	母	の	就	労	143	2,968	15	110	242	5.3	11.1	3.1	5.7	9.0	
父母	の性権	與其	・精	神障害	140	1.495	42	55	234	5, 2	5.6	8.6	2.9	8.7	
父	母の	放作	£·;	怠だ	120	1,920	40	505	72	4.5	7.2	8.1	26.2	2,7	
父	母の	黱行	与・ [锆使	50	947	22	73	39	1.9	3.5	4.5	3.8	1.4	
棄				児	210	270	3	9	123	7.8	1.0	0.6	0.5	4.6	
黄	¥	Ĭ	拒	否	568	1,131	11	58	142	21.2	4.2	2.2	3.0	5.3	
破	破産等の経済的理由					939	4	23	77	3.0	3.5	0.8	1.2	2.9	
児童	の問題	観によ	る監	護困難	34	1,662	*	*	12	1.3	6.2	*	*	0.4	
7		の		他	248	1,199	42	112	174	9.3	4.5	8.6	5.8	6.5	
特	(_	な	し	*	*	224	210	*	*	*	45.6	10.9	*	

注) *は調査項目としてない。

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります、

1.研究目的

養護施設、乳児院、里親等に措置・委託されている児童にあって、"望まない妊娠"によって出生したと考えられる児童の実態、家庭状況、施設等における養育状況を明らかにすることによって、こうした児童に対する援助のあり方について考察することを目的とする。